【ご案内】住まいのこれからを考える空家対策

今７～８軒に１軒が空き家といわれる時代。そのままにしておくと、思わぬトラブルや税金の負担が大きくなることも。空き家は、持ち主が守る大切な住まい。だからこそ負担が重くなる前に、できることから空き家の活用を始めてみませんか？

○維持管理について

空き家は、適切な管理を怠り放置すると急速に劣化が進み「管理不全空家等＊」および「特定空家等＊」に認定されることがあります。そこで、定期的な清掃と設備などの管理を行うことで、建物の寿命を延ばし、資産価値を維持できます。

＊「管理不全空家等」とは、空き家の管理が行き届かず放置され、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家などをいう。認定後勧告を受けた場合、これまで６分の１に軽減されていた固定資産税が元の額に戻る場合があります。

＊「特定空家等」とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態にある空き家などをいう。認定後、町の命令に従わない場合は、行政代執行によって取り壊され、その費用は所有者の負担になります。

○空家バンク物件登録案内

空き家や宅地を所有し、活用に困っている方、手放したい（売買）・活用したい（賃貸）と検討している方は、ぜひ、空家バンクをご活用ください。

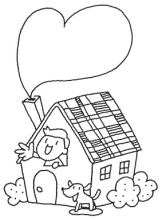
※詳細は、２次元コードから町ホームページをご確認ください。　☞

○空き家の除却（解体）について

適切な管理が必要な空き家も、「お仕事・ご家庭・ご自身」のご都合により、管理が行き届かない場合（「売買・賃貸」でも活用が困難な場合）があります。空き家を除却（解体）することにより「管理不全空家等および特定空家等」に認定されず、ご負担が掛からなくなり、周辺地域の安全性も高めることができます。

○空き家などの活用に補助金が利用できます

【奥多摩町空家等活用促進事業交付金について】
- 町に寄付した場合　**最大２００万円**
- 空家バンクなどに登録した場合　**１０万円から７５万円**
- 空家の解体を行った場合　**最大５０万円**



＊空家等活用促進事業交付金、空家バンクを利用する場合には、一定の条件などが必要となりますので、お気軽にご相談ください。

＊詳細は、２次元コードから町のホームページをご確認ください。　☞

※問い合せは、子育て定住推進課　☎８３－２３１０

第７８回人権週間　１２月４日（金）～１０日（木）

いじめや児童虐待などのこどもの人権問題、不当な差別や偏見などの困りごとに人権擁護委員が相談に応じています。相談日は、毎月第２木曜日午後１時から４時まで福祉会館で行っています。

◎町の人権擁護委員

原島　貞夫（丹三郎）

小峰　京子（南氷川）

※問い合わせは、福祉保健課　☎８３－２７７７

